

社会医療法人社団 三草会
介護老人保健施設りらく 通所リハビリテーション
重要事項説明書
2026(令和8)年4月1日現在

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設りらく	
・開設年月日	平成10年10月1日	
・所在地	河西郡芽室町東芽室南2線16-2	
・電話番号	0155-61-2266	(通所直通)0155-62-3255
・ファックス番号	0155-62-7677	
・管理者名	長谷 一絵	
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(0154780035号)	

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供する事で、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻る事ができるように支援する事、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設りらくの運営方針]

1. 利用者の自立を支援し、家族との協力と理解を求めながら、早期の家庭復帰を目指す。
2. 明るく家庭的な雰囲気を提供し、地域と家庭との結びつきを重視し、連携を深めながら運営する。
3. 介護を必要とする利用者に対して、良質なケアと生活サービス、残存機能維持・回復のための生活リハビリテーションサービスを提供する。
4. 利用者の自立性を尊重し、生き生きとした生活の実現を目指す。
5. 医療・福祉・介護施設としての機能を併せ持つとともに、通所施設であることを重視し、地域密着型施設としての役割を果たす。
6. 利用者の生活歴を考慮した個別的な関わりと社会参加型の行事を多く取り入れる。

(3) 施設の職員体制

1 通所サービス

職 種	定 数
① 管理者	1名
② 医師	1名
③ 支援相談員	1名
④ 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士	1名
⑤ 言語聴覚法士	1名
⑥ 介護職員	8名

注記1: 職員の定数は配置基準を下回らない職員を置くものとするが、必要に応じて職員の増員、又はその他の職員を置くこととする。

注記2: 上記の職員体制に関して、管理者・医師・支援相談員・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は、兼務とする。

(4) 職務内容

職 種	職 務 内 容
・管理者	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う
・医師	診療、利用者の健康管理・保健衛生指導等の施設全体の管理等
・支援相談員	利用者及び家族の療養上の相談、生活行動プログラムの 企画並びに市町村その他関係機関との連携
・作業療法士・理学療法士	利用者に対して作業療法、理学療法、その他必要な リハビリテーションを行う
・言語聴覚士	言語機能又は聴覚に障害のある利用者に対して機能の維持・ 向上を図るため、言語訓練その他必要なリハビリテーションを行う
・看護師・准看護師	利用者の看護並びに診療の補助、保健衛生管理
・介護職員	利用者の日常生活全般の介護、指導援助
・事務員	庶務、経理等事務業務全般

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 通所リハビリテーション計画の立案
 - ③ 食事 昼食 11時40分
 - ④ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
 - ⑤ 医学的管理・看護
 - ⑥ 介護援助
 - ⑦ 生活の中でのリハビリテーション、レクリエーション
 - ⑧ 相談援助サービス
 - ⑨ 理美容サービス(原則、月6回実施します。)
 - ⑩ その他
- * これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 事故発生時の対応

- 1. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、救急搬送をする事があります。
- 3. 扶養者又は、扶養者が指定する者及び保険者(市町村)に対して速やかに連絡します。
- 4. 事故の発生時には、状況及び処置について記録し原因及び状況を解明し、再発防止のための対策を講じます。(事故対策委員会の開催)

4. 緊急時における対応及びご連絡

利用者の心身状態に異変、その他緊急・緊急事態が生じた場合には、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、救急搬送をする事があります。

その際は、扶養者の緊急連絡先に連絡いたします。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間 10時30分～15時00分
- ・ 施設外での受診後、利用をする際は必ず事前にお知らせください。
その際は、家族送迎にてお越してください。ご本人のみ、タクシー等での利用はお控えください。
- ・ 外出(早退)の際は、必ず職員へ申し出てください。
その際は、ご家族がお迎えに来て頂けます様お願い致します。
外出(早退)した時点で、その日の利用は終了です。
再度お越し頂いても、利用はできません
- ・ 飲酒・喫煙・火気の取扱いはできません。
当施設に喫煙・飲酒場所は設けておりません。
- ・ 施設内の居室・設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・ 他利用者及び、職員への暴力・迷惑行為の禁止。
- ・ 高額な現金、物品の持ち込みはご遠慮願います。紛失時、責任は負いません。
- ・ 金銭の貸し借り、物のやり取りは禁止しています。
ご利用者間での物のやり取りに関しては、こちらで一切の責任を負いませんので
ご了承下さい。自己責任でお願い致します。職員への差し入れもお断りしています。
- ・ ペットの持込みは禁止です。
- ・ 原則、送迎には運転手(職員)一人に対応をしています。
走行中、ご自身でシートベルトを外してしまった場合の責任は負いかねます。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、漏電火災報知器、
救助リフト、非常警報器、誘導灯及び誘導標識、非常電源装置
- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、
利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

9. サービスに関する苦情及び要望

1. 当施設の提供したサービスに対して、苦情及び要望がある場合には、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置及び担当者を下記の通り配置する。
(施設内にも「ご意見箱」を設置し利用者からの苦情及び要望を取り上げます。)
2. 苦情に関しては、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びご家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。
3. 当事業所以外にも芽室町在宅支援センター及び北海道国民健康保険連合会に苦情及び要望を伝えることができます。

苦情相談窓口	担当者 :通所リハビリテーション 白川 弘子 電 話 :0155-62-3255 (FAX)0155-62-7677 受付日 :月曜日から金曜日までとする。 :(但し、12月30日から1月3日を除く) 受付時間 :午前9時から午後4時まで
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	① 芽室町役場高齢者支援課介護保険係 [住所] 〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14 [電話] (0155)62-9724 FAX (0155)62-0121 ② 帯広市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 [所在] 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 [電話] (0155)65-4145 FAX (0155)23-0154 ③ 清水町保健福祉課介護保険係 [住所] 〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地 [電話] (0156)69-2222 FAX (0156)62-5116 ④ 新得町保健福祉課介護保険係 [住所] 〒081-8501上川郡新得町3条南4丁目26番地 [電話] (0156)64-0533 FAX (0156)61-0534 ⑤ 北海道健康保険団体連合会(国保連) [住所] 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目5-5 国保会館 [電話] (011)231-5161 FAX (011)233-2178

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

尚、施設利用中、利用者さんの写真撮影をさせていただき、施設内で掲示もしくは広報に掲載する場合がございますので、ご了承をお願いします。掲載をお望みでない場合、その旨お申し出ください。

社会医療法人社団 三草会
介護老人保健施設りらく 通所リハビリテーション
個人情報利用に関する説明書
(令和7年4月1日現在)

個人情報について、次に記載するところにより、契約した社会医療法人社団三草会
介護老人保健施設りらく が関係機関へ情報提供を行うこととします。

記

1. 使用する目的

- ① 要介護認定手続きに際し必要とされる場合
- ② 利用者が個々の状況に応じた支援サービス提供等を受けるための
連絡調整等において必要とされる場合
- ③ 毎回発行する“なごやか通信”に利用中の様子を写真で掲載させて頂く事があります。
記名掲載させて頂く場合は、事前に了承を得てから掲載させて頂きます

2. 使用する関係機関の範囲

- ① 介護保険の保険者である市町村
- ② 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者
- ③ 介護保険施設及びその他の入所施設、医療機関等、利用者の関連する機関

3. 使用する内容(下記の項目のうち必要な情報)

- ① 利用者の心身の状態及び傷病等の療養の状況
- ② 当施設利用中の状況
- ③ その他利用者がサービス提供等を受ける際に必要とされる情報

4. 事業者の遵守事項

- ① 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、
正当な理由なく第三者に漏らさないこと。
- ② 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に
漏れることの無いように細心の注意をはらうこと。

社会医療法人社団 三草会
介護老人保健施設りらく 通所リハビリテーション概要説明書
2026(令和8)年6月1日現在

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防)通所リハビリテーションについての概要

(介護予防)通所リハビリテーションについては、要介護者(介護予防では要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画(介護予防サービス・要支援計画)に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他専ら(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、(介護予防)通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

(1) 介護保険サービス費

介護保険制度では、要支援・要介護認定による要支援・要介護度及びサービス内容に伴う加算によって利用料が異なります。
(詳細は別紙料金表を御参照下さい。)

(2) その他の料金

① 食事提供に係る料金

① (おやつを含む) 790 円

② 各種証明書

ア．通所証明書 2,000 円

イ．その他証明書 2,000 円

④ その他の費用

ア その他 実費

(3) 介護保険の給付限度額を超える場合

利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス・支援計画)で定められた利用時間数を超え介護保険の給付限度額を超える場合には原則全額を自己負担していただきます。

(4) 支払い方法

毎月15日迄に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

介護予防通所リハビリテーション(予防通所リハ)

(1) 介護保険自己負担分 <<6時間以上7時間未満>>

単位

要支援 1	2,268
要支援 2	4,228
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	要支援 1 88 要支援 2 176
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	要支援 1 72 要支援 2 144

科学的介護推進体制加算	40
退院時共同指導加算	600
若年性認知症利用者受入加算	240
利用開始日から12月を 超えた期間の利用	要支援 1 -120 要支援 2 -240

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数×11.1%[加算率]

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、
基本単位+3/100を算定。

※請求は、所得に応じて単位数に10円を乗じた金額の1割～3割負担となります。

加算については、算定したもののみとなります。

(2) その他費用自己負担分

食事 (おやつを含む)	790円
-------------	------

証明書	通所証明書	2000円
	その他証明書	2000円
その他の費用	その他	実費

※食事は、サービス提供に対し発生致します(キャンセルは11時迄)。

11時以降のキャンセル(休み)及び早退についても料金が発生致します。

(1) 介護保険自己負担分 <<6時間以上7時間未満>>

単位

要介護 1	675
要介護 2	802
要介護 3	926
要介護 4	1,077
要介護 5	1,224
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18
リハビリ提供体制加算	24

若年性認知症利用者受入加算	60
重度療養管理加算	100
中重度者ケア体制加算	20
退院時共同指導加算	600
移行支援加算	12
入浴介助加算(Ⅰ)	40
科学的介護推進体制加算	40
送迎を行わない場合	-47

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)-□基本サービス費に各種加算を加えた総単位数×11.1%[加算率]

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、
基本単位+3/100を算定。

※請求は、所得に応じて単位数に10円を乗じた金額の1割～3割負担となります。
加算については、算定したもののみとなります。

(2) その他費用自己負担分

食事	(おやつを含む)	790円
----	----------	------

証明書	通所証明書	2000円
	その他証明書	2000円
その他の費用	その他	実費

※食事は、サービス提供に対し発生致します(キャンセルは11時迄)。

11時以降のキャンセル(休み)及び早退についても料金が発生致します。

社会医療法人社団 三草会 介護老人保健施設りらく
(介護予防)通所リハビリテーション利用同意書

社会医療法人社団 三草会 介護老人保健施設りらくの(介護予防)通所リハビリテーションを利用するにあたり、「介護老人保健施設(介護予防)通所リハビリテーション利用契約書」「重要事項説明書」「(介護予防)通所リハビリテーション概要説明書」「個人情報利用に関する説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<扶養者>

住 所

氏 名

印

社会医療法人社団 三草会 介護老人保健施設りらく

施設長 長谷 一絵 殿

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名

(続柄 ;)

・住 所

・電話番号

【緊急時の連絡先】

・氏 名

(続柄 ;)

・住 所

・電話番号